

那覇市繁多川公民館指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市教育委員会生涯学習部生涯学習課が所管する那覇市繁多川公民館については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称：那覇市繁多川公民館
- (2) 所在地：那覇市繁多川4丁目1番38号
- (3) 設置目的：公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称：特定非営利活動法人 1万人井戸端会議
- (2) 代表者名：代表理事 南 信乃介
- (3) 住 所：那覇市繁多川4丁目1番35-301号 宮城荘B

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募集期間 令和2年6月1日(月)～令和2年8月3日(月)
- イ 申請団体数 1団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市社会教育委員の会議

b 選定委員会の委員

副議長 荒木 喜代子（那覇市社会教育指導員OB会 会長）※議長代理

委 員 前原 信達（那覇市自治会長連合会 会長）

委 員 知名 定徳（那覇市PTA連合会 会長）

委 員 吉田 肇吾（那覇市立図書館協議会 会長、沖縄国際大学 総合文化学部 日本文化学科 講師）

委 員 玉城 祐子（那覇市青少年舞台プログラム 会長）

委 員 天願 邦弘（一般社団法人 那覇青年会議所 理事長）

委員 宮良 吉雄 (那覇市民生委員児童委員連合会 副会長)

委員 後藤 岳二 (那覇市立大名小学校 前校長)

委員 ウィンフィールドひろみ (社会福祉法人立那覇市園長会 副会長)

イ 選定委員会日時 令和2年8月26日(水)午後1時半から午後4時半

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定評価採点表

選定基準	評価項目	配点	
(1) 市民の平等な利用が確保できること。	①利用者の平等な利用の確保	10	35
	②施設の設置目的等との整合性	15	
	③利用者数の増加	10	
(2) 事業計画書の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。	①施設の適切な管理	10	60
	②講座等の企画・実施	5	
	③自主事業の実施	5	
	④社会教育施設としての機能の向上	15	
	⑤利用者に対するサービスの向上	15	
	⑥適切な経費の計上	5	
	⑦見積額について	5	
(3) 事業計画書の内容に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有すること。	①施設の管理運営に必要な人員配置等	5	10
	②良好な財務状況	5	
合 計		105	
個別最低基準点		63	
総得点 (105点×9名)		945	
最低基準点 (総得点の6割)		567	

オ 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、合否の最低基準以上(審査委員が満点とした場合の総得点の6割)を獲得した団体が、那覇市繁多川公民館指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、次のとおり決定しました。

順位	団体名	選定基準			合計	平均点 (合計/委員9名)
		(1)	(2)	(3)		
1	1万人井戸端会議	278	429	73	780	86.7

カ 選定理由

今後の事業の継続性やこれまでの管理実績等を評価し、総合的な視点から「特定非営利活動法人 1万人井戸端会議」を指定管理予定候補者として適任だと判断しました。

なお、各委員からは様々な意見があり、付帯意見として次の2点が挙げられました。

- a 公民館の活動が、地域の自立や自助力・共助力の向上につながっている。今後も多彩で魅力的な地域協働事業を進めていくことを期待したい。
- b 地域共生社会のネットワークづくりの、コーディネーターとして活動することを期待する。

上記の結果、特定非営利活動法人 1万人井戸端会議を指定管理予定候補者として選定しました。